



米子市 資料提供	
平成29年11月9日	
担当課 (担当者)	環境政策課 生田公志
電話 (0859) 23-5259	

市議会議員 各位

淀江産業廃棄物管理型最終処分場に係る実施状況報告書に関する回答について（お知らせ）

平素は本市環境行政の推進につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、平成29年9月20日付け第201700154632号で鳥取県から本市の意見を照会されておりますが、別添のとおり平成29年11月9日付けで回答いたしましたのでお知らせいたします。

なお、県への回答文書については、本市の聞き取り概要の自治会名、全員協議会資料でD自治会とした自治会の説明会開催日を具体的に記入し回答しておりますが、議場での答弁のとおり、当該情報は個人情報等に該当する情報と判断しておりますことをご承知おきください。

よろしく願いいたします



環政起第2532号-4

平成29年11月9日

鳥取県知事 平井伸治様

米子市長 伊木隆司



実施状況報告書について（回答）

平成29年9月20日付け第201700154632号で照会のあったことについて、次のとおり回答いたします。

なお、平成29年11月6日に開催された米子市議会全員協議会において、別添のとおり公益財団法人鳥取県環境管理事業センターの実施状況報告書等に対して本市議会議員から意見等がありました。

記

公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが作成した実施状況報告書については、周知の対象とした地域、広告及び縦覧に関する事項、説明会に関する事項について相違ないことを確認いたしました。

関係住民の状況については、関係6自治会並びに意見書を提出した農業者及び水利権者に対し本市が聞き取りを行った結果、別紙のとおり事業計画について一部の自治会の会員の中に理解を得られていない方がいる状況と考えております。

こうした関係住民の状況を踏まえ、今後、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の規定による意見調整等が行われる場合においては、関係住民と事業者の相互の意見及び見解の理解促進を図るとともに、鳥取県廃棄物審議会の意見を聴きながら手続を行っていただきますようお願いいたします。

また、関係住民への説明会、関係住民から提出された意見書及び再意見書において、生活環境影響調査の結果、搬入管理、遮水構造、集中豪雨への対応、地震による影響、放流先の水質への影響、地下水への影響等のご意見があったものと考えておりますので、専門家で構成される鳥取県廃棄物審議会の意見を聴くなど、施設の安全性について十分に確認していただきますよう要請いたします。

なお、このたびの事業計画の関係住民以外の地元関係者においても、事業計画に対する懸念や不安を訴える声があり、反対の意を表明されている方々もありますので、事業主体に対し地元関係者に対して丁寧に対応することを助言していただきますようお願いいたします。

関係住民に対する聞き取り概要

関係住民	日 時	概 要
<p>関係住民 自治会</p>	<p>H29.9.25 (月) 午後1時30分～1時40分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 説明会の状況、意見書、地域振興についての事実関係は、センターの見解のとおり。 ● 自治会の状況は、センターの見解のとおり。
<p>自治会</p>	<p>H29.9.22 (金) 午後3時50分～4時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会の状況は、センターの見解のとおり。 ● 自治会として反対はない。
<p>自治会</p>	<p>H29.9.22 (金) 午後2時45分～3時40分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 説明会、意見書についての事実関係は、センターの見解のとおり。 ● 処分場がどこかに必要であることは理解している。 ● 事業内容は、概ね理解していると考えている。 ● 処分場の設置については、消極的に同意しているというスタンスである。 ● 地域振興については、センターに対し要望を示し、委員会を設置してセンターと打ち合わせをしているが、細かな話はしていない。
<p>自治会</p>	<p>H29.9.30 (土) 午後7時～7時30分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● センターの見解中2行目、6行目に「事業自体に明確に反対するような意見はなかった」とあるが、事業自体に賛成するような意見もなく、事業に賛成しているわけではない。 ● センターの見解中3行目、7行目に「自治会の総意ではなく」とあるが、自治会の総意を鳥取県環境管理事業センターから求められたことはなかった。 ● センターの見解中14行目に「地域振興については、自治会からセンターに要望は示されていない」とあるが、地域振興を出していない理由は、自治会は地域振興が必要ないというわけではない。現在時点で、まだ最終処分場ができると決まる段階ではないと考えているため、自治会で検討していない。 ● センターの見解中12行目、13行目に「説明会、意見書及び再意見書においては事業自体に明確に反対する意見はなかったが」とあるが、意見書及び見解書の様式に反対と書ける事項はなく、「生活環境に関する意見」と記入する項目が限定されていたので、反対と書けなかった。 ● また、説明会については、[]の1日だけの議事録ではなく、過去の説明会の議事録も見えて反対意見があったことも鳥取県、米子市に知ってほしい。役員も確認できないが、過去の事前説明会のときに、事業に対して質問した会員があり、センターから「一般市民で調べることだ」と言われた。また、質問に対して回答もなく、質問者に対して誠心誠意な態度でないのので、センターに対して信頼を失っている会員がいる。

<p>自治会</p>	<p>H29.9.21 (木) 午後 6 時 50 分～7 時 35 分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会の状況は、センターの見解のとおり。 ● センターは丁寧に対応しており事業計画は理解したが、何度も同じような内容の説明会で、全体の進行状況がわかりにくい。 ● 今後は、環境保全協定や地域振興など、テーマがわかるように話をしてもらいたい。 ● 会員から提出された意見書、再意見書の内容は確認していないが、意見書を提出した経緯はセンターの見解のとおり。 ● 自治会の要望、理解については、センターの見解のとおり。
<p>自治会</p>	<p>H29.9.22 (金) 午後 1 時 40 分～2 時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● きちんとやることさえしてくれたら反対ではない。 ● 処分場がどこかに必要であることは理解している。 ● センターの事業計画や説明内容については理解した。 ● 見解書については、具体的な数値の回答がなく不満だが、今後、環境保全協定のなかで協議していくという話があれば、意見書を提出しなくてもよかった。
<p>農業者</p>	<p>H29.9.21 (木) 午後 0 時～0 時 30 分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人と米子市で、「反対」と明確に発言されたことはないことを、過去の説明会等の記録、本人が提出した意見書、再意見書により確認した。 ● 意見書、再意見書を提出した事実は、センターの見解のとおり。 ● センターの見解中、自治会 B の欄の記載を含め「反対することを前提とした」との記載については事実と異なる。意見書等を提出したことに対して、センターが誠実に対応していない。意見書等を提出したのは、この問題について判断するための必要な材料を提供してほしいからである。 ● 「反対を前提とした」とは、センターの憶測に過ぎない。
<p>水利権者</p>	<p>H29.10.21 (土) 午前 10 時～午後 0 時 30 分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人と米子市で、「反対」と明確に発言されたことはないことを、過去の説明会等の記録、本人が提出した意見書、再意見書により確認した。 ● 意見書、再意見書を提出した事実は、センターの見解のとおり。 ● センターの見解中、自治会 B の欄の記載を含め「反対することを前提とした」との記載については事実と異なる。意見書等を提出したことに対して、センターが誠実に対応していない。意見書等を提出したのは、この問題について判断するための必要な材料を提供してほしいからである。 ● 「反対を前提とした」とは、センターの憶測に過ぎない。

米子市議会全員協議会における議員の意見等

(土光議員)

- 平成29年2月7日に開催された説明会について、(センターは受付で確認のうえ入場させたとのことだが) 農業者1名の参加資格に疑義があると指摘してきた。事実関係を確認すべきと考える。また、説明会の開催を新聞広告、ホームページ等で周知したとのことだが参加者が少なく、平日の昼間の開催の設定、周知が不十分であったと考える。
- 農業者、事業者の理解に関する見解について、センターは農業者、事業者から問い合わせ等がなく概ねの理解が得られたとしているが、説明会に参加しなかった農業者、事業者について理解が得られたというセンターの姿勢が、地元住民から不信感、反発を買っているものと考え。
- 下泉自治会に対するセンターの見解に「賛成の方もいる」と記載しており、説明会の中でそういった発言があったとしているが、その発言は自治会員同士の話であり、実施状況報告書に「賛成の方もいる」とするのは不適切と考える。
- (平成29年10月31日付で) 下泉自治会の過半数の世帯が米子市とセンターに反対署名を提出しており、この事実を重く受け止めるべきだと思う。
- センターは地下水流向調査の調査方法、調査結果について専門家に相談・確認しながら行ったとしているが、異論を述べている専門家もいる。このことについて、説明責任を果たさなければ、(平成15年に市町村に示された) センターの候補地選定の要件を満たしたことになると思う。
- センターは放射性廃棄物を入れないと説明しているが、その測定方法について、(センターは今後検討すると回答しているものの) 事業計画書ができた時点で明確な基準が決められていないのはおかしい。測定方法についても検討をお願いする。

(国頭議員)

- 条例上の関係住民ではない漁業関係者の意見もしっかり聞いていただくよう要望する。
- 反対する住民の意見に対する回答について、まだまだ不十分であると思う。反対される住民の方の意見に対し、説得できるような資料をしっかりと提示することを今後も行っていただきたい。

(岡村議員)

- (全員協議会の資料の自治会名が、センター、市ともに説明会は非公開を前提として開催されており、条例手続き進行中の段階で公表することは適当ではないとして伏せられているが) 自治会名が伏されていることは責任のある文書ではない。誰が見ても納得がいくものにしていかないと県に報告する文書としておかしいと言わざるを得ない。
- 農業者・水利権者への説明において、例えば佐陀川右岸土地改良区に対し(センターは改良区は説明対象外の方が多いためとしているが) 説明会の案内をしていないなど、住民の理解を得ていこうという姿勢が決定的に欠ける。
- センターは地下水流向調査の調査方法、調査結果について専門家に相談・確認しながら行ったとしているが、吉谷教授のような方々の違った角度からの意見、地下水の調査に関する地元住民の意見

に謙虚に耳を傾けることが、安全性を担保すると考える。

- 地元では反対署名が寄せられたと聞いており、地元の理解が得られた状況ではないと考える。

(安達議員)

- 色々な意見がある中、現段階においては市の回答案のような表現にならざるを得ないだろうが、今後事業者におかれては丁寧な対応をお願いしたい。

(遠藤議員)

- 地下水の研究者の意見が分かれている問題について、9月県会の錦織県議の知事とのやり取りの中で、知事は何らかの形でこれを検証しなければならないと発言している。センターとしてもそうした方向に向かってかじ取りをしていくと答えられるのが筋であると考え。
- 開発協定等の整理について、(センターはある程度の目途がついた段階で正式に話をしているが) 大きな公共的な事業が展開される際には、各方面の権限が存在していることをきちんと整理した上で事業の流れを作っていくべきであると考え。
- 説明会の参加者が少ない自治会について、(センターは説明会の開催を回覧等で周知し、事前説明会等を通じてかなり説明してきたとしているが) 丁寧な説明を求めていると地元の皆さんのご理解をいただくということにはならないのではないかと考える。
- 意見書等の提出件数が少なかったのは、(センターは説明用の冊子を作成したとしているが) 事業計画書を読破するのは至難の業であり、そのことによって意見書の提出が少なかったのではないかと考える。
- 平成16年に鹿児島県の処分場で処分場建設中にシートが破損した事例があり、住民の不安を取り除くためには、このような事例の現地等を確認し、説明のできる体制をとるべきである。
- 自治会として概ね理解が得られたというのであれば、かつて河合米子市長はクリーンセンター建設時に地元自治会と書面で手続きを踏んでおり、何らかの形で、その自治会としての公式見解の書面をセンターが把握されるという手続きが必要であると考え。